

甲賀市・湖南市
「第 3 次障がい者基本計画」の見直しおよび
「第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福
祉計画」策定に係る提言書

令和 5 年 9 月

甲賀地域障害児・者サービス調整会議

— 目 次 —

I. 本提言書の主旨	1
II. 各部会・検討会・プロジェクト会議の概要について	2
III. 各専門部会・検討会・プロジェクト会議からの提言内容	
1 精神障害者部会	3
2 進路調整部会(福祉的就労対策検討会)	5
3 重心対策部会	8
4 発達支援部会	9
5 就労支援部会	11
6 相談支援事業ネットワーク部会	13
7 居住部会	15
8 居宅介護等サービスの在り方検討会	17
9 甲賀圏域高次脳機能障害連絡調整会議	19
10 子どもの支援連絡会	20
11 地域生活支援拠点等事業運営委員会	22
12 行動障がい支援検討会	24
13 新型コロナウイルス対策プロジェクト会議	26

本提言書の主旨について

甲賀地域障害児・者サービス調整会議(以下、サービス調整会議)は、「ひとりの不安をひとりだけの不安にしない」をテーマに、障がいのある人やその家族が安心して生活できる地域づくりを目指し平成 7 年に設置され、福祉、教育、保健、医療、行政など、現在約130の機関・団体にて構成されています。

サービス調整会議では、個別の相談支援等を通じて把握した障がいのある人やその家族が抱える生活課題を甲賀地域における地域課題として集約し、7つの専門部会と7つの検討会・プロジェクト会議を中心に地域課題解決に向けて取り組んでいるところですが、この度、甲賀市と湖南市において「第 3 次障がい者基本計画」の見直しおよび「第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」の策定が行われるにあたり、サービス調整会議のこれまでの実践を反映いただきたく、提言書を作成いたしました。

本提言書は以下の 3 つの視点でまとめています。

- ① 3 年間(令和3年度～令和5年度)の各会の主な取り組みや成果
- ② 現行障害福祉計画等に対する評価(できていること、できていないこと)や意見
- ③ 次期、障害福祉計画等に対して提言したい内容

また、現在甲賀地域が抱えている地域課題を解決するため、また次の時代に必要と思われる方策などを含めており、これまでのサービス調整会議の実践を集約した内容になっておりますので、是非、甲賀市・湖南市の障がい福祉計画等に反映していただきますようお願い申し上げます。

令和 5 年 9 月吉日

甲賀地域障害児・者サービス調整会議事務局
甲賀市・湖南市障がい者基幹相談支援センター

甲賀地域障害児・者サービス調整会議 各専門部会の概要

名称	頻度	構成機関	主なテーマ・目的
精神障害者部会	3回/年	市障害福祉担当課、保健所、精神保健福祉センター、就労継続支援（B型）事業所、生活訓練事業所、委託相談支援事業所、基幹相談支援センター、働き暮らし応援センター、グループホーム運営法人、精神科病院	2チーム（研修・イベントチーム、ピアサポート推進チーム）に編成とし、福祉データブックの制作、ピアサポート推進のための当事者アンケートの実施等を行う。
進路調整部会	4回/年	特別支援学校、障害児入所施設、就労移行支援・就労継続支援（B型）・生活介護・生活訓練事業所、県健康福祉事務所、市障害福祉担当課、働き暮らし応援センター、委託相談支援事業所、基幹相談支援センター	卒業・卒園予定者の進路活動経過報告 圏域の各事業所の利用者数（変動）の共有 福祉事業所合同説明会の実施
重心対策部会	年数回	市障害福祉担当課、保健所、生活介護事業所、重症心身障害児者ケアマネジメント支援事業 コーディネーター、居宅介護事業所、訪問看護ステーション、当事者団体、委託相談支援事業所	重症心身障害児・者、医療的ケア児・者の災害時支援に関する課題整理と対策検討
発達支援部会	4回/月	保健所、市発達支援室・課、市障害福祉担当課、市学校教育担当課、市児童福祉担当課、市健康政策・健康推進課、特別支援学校、働き暮らし応援センター、生活訓練事業所・就労継続支援（B型）事業所、グループホーム運営法人、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所	・成人期に重点を置いた課題検討 ・乳幼児期から成人期への連携強のための課題検討 ・個別支援に係る中高引継ぎ会の実施
就労支援部会	2回/年	圏域内外の就労支援事業所、福祉行政機関、商工労政機関、教育機関、相談支援事業所、基幹相談支援事業所等	障がい者の就労を支える人づくり 福祉就労をしている一般就労希望者を支える 当事者向け研修会（ジョブガイダンス）の実施
相談支援事業ネットワーク部会	奇数月開催	委託相談支援事業所、指定特定相談支援、指定障害児相談支援事業所、働き暮らし応援センター、成年後見センター、基幹相談支援センター	甲賀圏域の相談支援体制に関する課題整理、実態調査、市への施策提言等の実施。
居住支援部会	4回/年	障害者入所施設、グループホーム運営法人、市障害福祉担当課、県健康福祉事務所、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所	・高齢障害者の住まいについて ・入所施設およびグループホームの課題について

甲賀地域障害児・者サービス調整会議 各検討会・プロジェクト会議の概要

居宅介護等サービスの在り方検討会	随時	市障害福祉担当課、居宅介護事業所、委託相談支援事業所、基幹相談支援センター	甲賀圏域の自宅外サービス（移動、外出、通院、入浴等）の在り方について検討
余暇支援検討会	休会中		主には成人期の余暇支援に関する検討。 余暇イベントの実施。
甲賀圏域高次脳機能障害連絡調整会議	随時	通所事業所、県立リハビリテーションセンター、県高次脳機能障害者支援センター、基幹相談支援センター	高次脳機能障害に関する理解啓発、研修会の実施。
子どもの支援連絡会	年3回	放課後等デイサービス事業所、基幹相談支援センター	放課後等デイサービスの事業運営に関すること 障害児支援に関する研修会の実施
地域生活支援拠点等事業運営委員会	毎月	両市障がい福祉課、拠点マネジャー（4センター）、基幹相談支援センター	地域生活支援拠点等事業推進のための取り組み 緊急時および体験に関する支援に関する評価検証 人材確保・育成に関する取り組み
行動障がい支援検討会	随時	生活介護事業所、委託相談支援事業所、働き暮らし応援センター、行動援護事業所	行動障がいに纏わるケース検討の実施。 支援者のスキルアップ研修の実施
新型コロナウイルス感染症対策プロジェクト会議	随時	甲賀保健所、通所および入所事業所、委託相談支援事業所、基幹相談支援センター	新型コロナウイルス感染症に関する情報共有 感染症に関する圏域課題の整理

1 精神障害者部会

この3年間(令和3年度～令和5年度)の各会の主な取り組みや成果について

精神障害者部会では、2つのグループによって構成されています。令和3年度からは甲賀圏域の“地域包括ケアシステム”の推進を図る為のグループを発足し、主にピアサポートについての検討を行ってきました。

甲賀圏域は他圏域に比べてピアサポートにおける活動や当事者の参画が少ない現状にあるため、まずはピア活動についての理解や学びを深めていくことも大切と考え、他圏域や他県で先進的に取り組みが行われているピアサポーターをお招きし、研修会を2度実施しました。支え手側からの話も聞くことが出来、圏域内のピア活動への大きな収穫と前進となりました。また、当事者の意見や思いをピア活動の推進に反映させていきたいとの思いから、昨年度より部会への当事者参加を実施し、双方にとって良い話し合いの場が出来つつあると実感しています。

今後も当事者とともに甲賀圏域のピアサポートのあり方やについて検討を行い、ピア活動の成果へと繋げていければと考えています。

現行障害福祉計画等に対する評価(できていること、できていないこと)や意見について

● 委託相談の体制について

これまで、委託相談支援事業の線引きや曖昧さについては協議されてきた経過があると思います。少ない情報を基に本人支援を組み立てていかなければならない場面も多く、対応に困難を極めることも少なくありません。その為、行政には円滑な支援の為のサポート及び連携について今後も協力をお願いできればと思います。どこまでを相談支援事業所として担うべきなのか、そして行政との継続した連携の在り方については今後も検討していく必要があると考えています。

また“精神障がい”という世間体や偏見の多い世の中で、支援導入について良い反応ばかりではありません。本人との信頼関係の構築や生活支援には長期的な時間を要することも多く、限られた相談員の人数では多量にケースを引き受けることが困難となる状況もみられます。

近年ではセルフプラン者も増加傾向にありますが、その点については圏域や市町だけではなく、全国的に解決にむけた精査が必要と考えます。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

1. 当事者の声を反映させてください。

精神障害者部会では本提言書の作成に向け利用者にアンケートを実施しました。以下、アンケートから得られた回答から抜粋しています。次期計画に反映していただきますようお願いいたします。

- ・ 精神障がい者を対象とした移動支援サービスの充実
- ・ 受診同行支援があると良い
- ・ 作業所の増加。A型、B型作業所の併設。
- ・ 相談支援事業所と重層的支援体制整備事業との兼ね合いと拡充
- ・ 当事者が活躍できる場を増やす(当事者が体験を語る場、サービス調整会議等協議の場への参加等)

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム(略称:『にも包括』)の構築について

『にも包括』は長期在院精神障がい者の地域社会への復帰と定着を主目標としたシステムですが、機能を果たせるほどの具現化された形として成り立っているかと問われると、十分とはいえない現状にあるかと思いません。専門の支援機関だけでなく、小規模地域の支援機関や地域包括支援センターとの連携など、今後も役割分担を行いながら本人を“一緒に見ていくシステムづくり”を協議・推進を行う必要があります。

《総括》精神障害者部会としては以下の提言を掲げます。

- ① 行政と相談支援事業所との連携の強化、移動支援サービスや作業所の増加等、障がい福祉サービスの充実と発展を願います。
- ② 当事者の会議への参加等、当事者が活躍できる場や環境づくりのために取り組んでください。
- ③ 『にも包括』を具現化するため、幅広い機関との連携の構築のために取り組んでください。

2 進路調整部会(福祉的就労対策検討委員会)

この3年間(令和3年度～令和5年度)の各会の主な取り組みや成果について

本部会は、「特別支援学校及び児童施設の卒業・卒園生等の進路希望の動向把握や進路支援についての進捗の共有、進路についての見通しを立てることにより、地域の進路支援の充実を図る」ことを目的に運営しています。この3年間、コロナ流行期には開催を見送る等の対応を行いましたが、進路調整等が滞ることがないように柔軟な部会運営を心掛けました。下記の①～③について運営の軸として部会員と確認・共有をしています。

- ① 「卒業・卒園予定者の進路活動経過」を各教育機関等から部会員へ報告。
- ② 「圏域の各事業所の利用者数(変動)について」を各福祉事業所から部会員へ共有。
- ③ 進路調整部会と福祉的就労対策検討委員会との連動

特に③の活動としては、平成23年度から始まった「福祉事業所合同説明会(以下、説明会)」の実施で、進路指導を行う上で欠かせない過程の一つとして定着しています。今年度は養護学校の保護者や関係者、200名弱の参加があり、参加者アンケートから「進路選択の拡がり」や「通所事業所の理念・活動の理解」などに繋がっていることが伺えました。これを契機に教育機関と通所事業所等の「横のつながり」が生まれ、圏域状況についての的確に把握できる機会提供の場として寄与しています。

現行障害福祉計画等に対する評価(できていること、できていないこと)や意見について

● <施設入所者の地域移行>

・「施設入所者の状況把握に努め、自宅やグループホーム等への地域移行の可能性について検証し、福祉サービスの機能強化や柔軟に受け入れられる体制づくり、地域移行を進めていきます。」と成果目標の中に記述があります。毎年、養護学校卒業生の中には施設入所に繋がるケースがありますが、「福祉サービス」を「柔軟に利用できる体制」があれば、自宅やグループホームで生活出来る人もいます。

→地域移行の可能性についての検証はどこでどのように実施しているのでしょうか。

具体的に「福祉サービスの機能強化」とは何を持って強化とするのでしょうか。

「柔軟に受け入れられる体制」とはどのような整備のことを指すのかが見える必要があります。

● <生活介護事業所の資源状況>

・令和元年度に生活介護事業所が2か所開設されましたが、実利用者は数名にとどまっています。「居住地」「活動内容」「送迎有無」等を理由に「定員超過」している事業所に希望が集中する傾向があります。

→特に行動点数が高い方の対応ができる事業所の「定員超過」が見られます。今後、同様の対象者の希望が叶う資源整備について検討されていますでしょうか。

● <教育から就労へ ※生活支援について>

・卒業後の進路は「学校生活から就労生活及び社会生活へと安全に切り替わって行くこと」が重要です。そのためには、基盤となる家庭(在宅)への支援が必要です。

→居宅介護サービスは生活困難な家庭を中心に提供されていますが、本人の可能性や経験を積み上げるような支援に提供できる資源状況にないと考えます。

→訪問系サービスの人材不足についてどのように考えていますでしょうか。

● 家族支援について～発達保障がなされる環境とは～

・教育・療育・福祉などの支援によって整理された個々の情報は基本的に家族に集約されていますが、個別の事情により理解が難しいケースやセルフマネジメントが困難なケースが増えているという声が多数

あります。また、そのことを理由にして、何か問題があった場合の責任を「家族(親)」というだけで求めすぎている傾向もあります。本人支援が重要であると同様に「家族(親)」に対する支援が重要です。

→家族に対する「障害理解」「福祉サービス利用」などに対する支援環境をどう評価されていますか。必要な支援体制が整備されていますでしょうか。

次期、障がい福祉計画等に対する提言内容について

1. 行動点数が高い方の進路希望が叶えられるよう、必要な環境整備や人材の確保について具体的な取り組みをお願いします。

- ・ 昨年度(2022年度)の各養護学校卒業生の総数は46名、うち28名が福祉的就労、1名が重心通園に進路が決まりました。課題としては、住まいが特定の地域に集中しており、事業所の送迎範囲等との兼ね合いから、一部の進路先に希望が集中する傾向がみられます。これは今年度も同様であり、「定員超過」や「送迎課題」などにより希望する進路先を利用できないという現状があります。
- ・ 行動障害を呈する方の進路指導・進路選択が難航しています。「生活介護」「施設入所」が進路先の候補に挙がるのが部会内活動からも見えてきていますが、「生活介護」については、「定員超過」「送迎課題」「人材不足」の課題により新規利用者を受入れられる余裕がありません。「施設入所」については、定員枠が空いていても、利用者の高齢化や重度化により手厚いケアが必要になり、施設環境の課題(2人部屋を1人の利用者で使用する等)や人材不足によって新規利用者を受入れられる余裕がなく、県内他市町や他府県の入所施設に利用調整することもしばしば起こっています。

2. 甲賀地域障害児・者サービス調整会議での協議を方策としていますが、協議結果として課題が抽出されたものを解決するための具体的な取り組みを進めてください。また、具体的な取り組みによって達成できた成果をフィードバックしてください。

- ・ 進路指導や「福祉事業所合同説明会」の活動等により、本人や保護者が進路先の情報を得ることができるようになってきました。その一方で、希望の進路先が「定員超過」「送迎課題」などによって利用できないというケースも多々あります。このような課題に対してどのようなビジョンで改善に向けて取り組むのか、地域の資源状況から今後の施設整備等の対策をどのように行っていくのか、具体的かつ計画的な動きが見える形で示す必要があると考えています。
- ・ 「就労アセスメント」の受け皿が1つの就労移行支援事業所に集中しています。本来、就労アセスメントは進路選択の幅を広げるために本人の能力等について客観的な指標を用いて共通認識していくためにあるものですが、現状では就労継続支援B型事業所を利用するために実施するという「通行手形」的な意味合いが強くなっています。また、就労アセスメントを希望する方の増加等により、計画立てて実施するには就労移行支援事業所の負荷が大きくなっている現状があります。

3. 強度行動障害や医療的ケアを必要とする方を支える訪問系サービスの充実(事業所増や人材の確保)に向けた取り組みを進めてください。

- ・ 卒業後の進路は、生徒の障害特性だけでなく家族状況や事業所状況などとの相互関係の中で決まっていきます。強度行動障害の人や医療的ケアを必要とする人を1つの事業所で支えるには限界があります。また、「緊急時」「余暇」「移動」などの支援が得られるための資源が整備されていることが重要であり、定期的に繋がりを持っておくことで利用したい時に利用できる状況を作っておくことが必要です。

令和5年度 甲賀圏域 通所事業所 状況

2023.8

湖南市

事業所名	就労継続A型		就労継続B型		就労移行		就労定着		生活介護	
	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員
しあわせ作業所			28	20						
バンバン									47	40
NBBNeoバンバン			8	20						
いしべ共働作業所			19	20						
さつき作業所									28	30
うみとそら			19	20						
エルディ	3	10	21	30						
ワークステーション虹			34	20						
ごまめ			1	14					2	6
こけっこ湖南			6	20						
働き教育センター湖南	4	15			11	15	2	20		
スポットライフいろは									13	14
十二坊デイサービス(共生型)									共生型(30)	
	7	25	136	164	11	15	2	20	90	90

甲賀市

事業所名	就労継続A型		就労継続B型		就労移行		就労定着		生活介護	
	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員
やまなみ工房			34	25					63	55
ゆとりあ			43	20						
”COCCALA(コッカラ)”			4	20						
甲賀福祉作業所			32	34						
さわらび作業所			19	20						
第2さわらび作業所									28	20
ウェルメント水口	75	40								
ウェルメント水口2	32	20								
ウェルメント水口3	2	20								
共働事業所けいかん	4	10	13	10						
福祉事業所春の日	33	20								
ワークショップ水口			17	20						
サニーサイド			38	40						
ここねっとふれあい農園			10	10					3	6
つちやま福祉作業所			16	20						
障がい者支援センターかがやき									29	20
ワークセンター紫香楽			21	19	休止	(6)			20	15
信楽くるみ作業所			21	20						
アイ・コラボレーションしがらき			9	20						
働き教育センター甲賀					7	10				
	146	110	277	278	7	10	0	0	143	116

3 重心対策部会

この3年間(令和3年度～令和5年度)の各会の主な取り組みや成果について

平成31年に障がい者通所施設かがやき、放課後等デイサービスきらっとが開設されて、数年経過後の状況や今後の課題について話し合いを行いました。

また、令和3年度に重心対策部会の中に医療的ケア児者協議会が設置され、医療・福祉・教育の現場での現状や課題についての話し合いを行いました。

緊急時の受け入れの場所の少なさや利用できる資源の少なさがあげられました。ただ、県内でもそういった地域は他にもあり、今ある資源を活用したり工夫することも必要という意見がありました。

現行障害福祉計画等に対する評価(できていること、できていないこと)や意見について

- ・令和3年度より医療的ケア児者支援のための協議の場を重心対策部会の中に設けることができました。
- ・障がい者通所施設かがやきが開設されたことで、重心者への入浴サービスは緩和されたが、重心児、特に医療的ケア児への入浴サービスが不足しています。
- ・医療的ケア児対応の放課後等デイサービスは設置されたが、卒業後に利用できる日中一時支援事業所が少ないです。
- ・緊急時の短期入所や日中一時支援事業の利用できる事業所も少ないです。
- ・医療的ケア児者に対応してくれる移動サービスが少ないです。
- ・重心者が利用できるグループホームが少なく、将来への不安があります。
- ・障害を理解してもらえる医療機関が近くに不安です。
- ・医療ケアが必要ということで看護師配置の問題で利用できる事業所がなく、作業能力があるにもかかわらず重症心身障害者施設の生活介護を利用せざるを得ない方もおられます。
- ・重心児を支援する放課後等デイサービスができたが、令和4年度以降に新入生の受け入れがなく、この圏域に今後何名の重心児がおられるのか把握することが難しい状況です。
- ・災害時支援について、個別避難計画を作成されている機関も個々に違い、全体として、安否確認の方法など整理することが必要ですが、個人情報関係などで難しいです。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

1. 医療的ケア児者の休日や通所施設利用後の過ごし(日中一時支援、短期入所など)を増やす必要があります。
2. 重心児、医療的ケア児の入浴サービスを増やす必要があります。
3. 医療的ケア児者の移動にかかる支援についての検討が必要です。
4. 医療的ケア(喀痰吸引・胃ろう等)に対応できるヘルパーを増やすことが必要です。
5. 医療機関と連携し、小児科医療の充実を図り、重心児者、医療的ケア児者が甲賀圏域で安心して住み続けられるようにしたいです。

4 発達支援部会

この3年間(令和3年度～令和5年度)の各会の主な取り組みや成果について

① 生涯を通じ一貫した支援体制の構築について(甲賀地域の中学校卒業生にかかる個別支援情報の引継ぎ会)

- ・ 毎年度3月に甲賀地域の中学校卒業生にかかる個別支援情報の引継ぎ会を開催しています。甲賀市・湖南市の特別支援教育を受ける中学生の実態について、甲賀圏域の高校の特別支援教育コーディネーターと中学校の先生方が参画し、引継ぎ会に関する協議を実施。教育と福祉が連携した形で実施し、卒業後において支援が途切れないことを目的に、ライフステージに応じた支援の経過を引継いでいます。中学校から高校への情報の引継ぎから、高校から進路先(進学・就労)に情報をつなぐ事例がでてきています。また、圏域外の高校に引継ぎ会に参加いただいています。コロナ禍以降、引継ぎケースが5名以上の高校に来ていただき、少ない高校は中学校がそれぞれで引継ぎをされています。コロナ以前に戻すのであれば、希望される学校に参加していただくことができます。

② ライフステージを見通して関係機関が連携を図れるための学習会の開催(発達や障がいの状態等を踏まえた進路選択に向けて)

- ・ 令和3年度(10月)「将来の自立(就労期)に向けて、義務教育期から大切にしておきたい支援とは」ゲストスピーカー:甲賀地域働き暮らし応援センター、春の日(小学校、中学校、高等学校特別支援教育コーディネーターの参加有)
- ・ 令和3年度(2月)「発達障害のある大学生を支える大学と支援機関との連携」ゲストスピーカー:大津市発達障害者支援センターかほん(高等学校特別支援教育コーディネーターの参加有)
- ・ 令和4年度(11月)「甲賀圏域の就労支援の実際と課題～発達障害の方々を中心に」ゲストスピーカー:クロスジョブ草津、働き教育センター湖南(小中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーターの参加有)
- ・ 令和4年度(1月)「乳幼児期」の発達支援の仕組みと課題/次のライフステージに「つなぐ」ための工夫等」ゲストスピーカー:甲賀市保育幼稚園課、湖南市幼児施設課(小学校の特別支援教育コーディネーターの参加有)

【学習会の成果や課題(グループワークや事後アンケートより抜粋)】

- ・ 教員(特別支援教育コーディネーター等)や福祉現場・相談員等職種の異なる方と意見交換することで、ライフステージを見通して今できる支援を考えるきっかけになっています。
- ・ 各ライフステージや各分野において、将来を見通した支援を検討するための機会となっています。
- ・ 実際にどのようにつながっていけばいいのか、対面式で話すことで知るきっかけになりました。
- ・ 本人同意のもと、高校まで引き継がれた支援の経過を大学に引継ぎ、適切な支援が途切れない支援体制の構築の必要性が確認できました。
- ・ ライフステージや発達や障がい等に応じて状態が変わることで、相談窓口が途切れないような支援体制が必要です。
- ・ 義務教育終了後の支援の引継ぎや、ひきこもりの状態にある方やより専門的な相談が必要な方に対し、さらなる体制整備の必要があります。

③ 資源マップ「青年・成人期の発達障がい者を支える地域支援」の作成と周知

その方にあった福祉サービスにつなげるために、支援者が資源状況を知っておく必要があるため、圏域内で既に活用されている地域資源を可視化したマップを作成し、配布しました。

現行障害福祉計画等に対する評価(できていること、できていないこと)や意見について

① 障がい児支援の提供体制の整備等

【甲賀地域の中学校卒業生にかかる個別支援情報の引継ぎ会】

・ 3年間の取り組みの内容を、毎年度、甲賀地域障害児・者サービス調整会議(発達支援部会)において実施しています。

② 発達障がい者等に対する支援

・ 国の法律や県との協定(R3.4~)や各市の条例に基づき、乳幼児期から青年・成人期(就労期を含む)までの各ライフステージに関わる支援機関や支援者が、本人のアセスメントや個別の指導計画・移行支援計画等を用いて「切れ目ない支援」と「連携」を実践し、スムーズに次のステージへ[つないで(移行して)]いくことができていると思います。しかし、支援者やライフステージが変わる際に、必要な「引継ぎ情報」や「伝達(連携)のポイント」の優先順位等が異なる場合もあり、次のライフステージを想定して、引継ぐ準備ができていたか、という視点が、部会ではテーマになることがあります。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

知的障がいを伴わない発達特性を持つ方の就労支援について

① 発達障がいは「見えにくい障がい」故に、本人が障がいに気づかず、周囲の無理解によって不適切な関わりが生まれることが多くみられます。そのため、本人の特性や能力を生かした形で就労環境が整えられるように、支援者が本人の障がい特性を理解し、個別に応じた支援を積み上げていけるような取り組みが必要です。また、知的障がいを伴わない発達障がいの支援に特化した事業所がこの圏域にはないため、既存の事業所にて支援のノウハウを積み上げていけるように、必要に応じて支援者をバックアップすることが必要です。さらに、発達障がいと確定診断されないが、しかし発達の特性は有ると言われる方、そうしたこともあり、障害者手帳の取得にならない方、障がい重複している方についても、困り感や生きづらさから、適応のしにくさを感じる方がおられます。こうした方についても、この圏域の中で支援者が本人の特性を理解し、個別に応じた支援を積み上げていけるような取り組みが必要です。

② 就労等何らかの形で安定して社会参加している方は、生活の安定(生活リズムや健康管理、家族関係等)と自己肯定感を持ち自己理解が図れている状態にあることを部会内では確認しており、生活支援の視点も合わせもちながら就労支援を行うことが必要になります。また発達や発達の特性的な方が従来の就労支援や進路指導に乗り切れず、不登校やひきこもり、あるいは二次障がいなどの状態になることがあります。そのために、就労期に入る前から、本人・保護者・支援者が同じ方向を向いて学校や家庭・地域社会において自己肯定感を育む環境や、自己理解を図れるような視点でのサポートが大切です。また高校まで引継がれた情報が進路選択の時に活用され、就労期においても「切れ目のない支援」が受けられるように、就労支援の「仕組みづくり」も課題です。また発達や障がいの状態に応じて社会参加の形は様々ですが、発達や発達の特性的な方の力が発揮できる就労場所や、安心して集える居場所、就労前の準備を行う支援の充実が求められています。知的障がいのない発達障がい者の実態に応じて、身近な場所で必要な支援を受けながら生活できるような体制整備と障害福祉サービスを利用する際に安心して相談し、本人や家族、支援者が目的を確認しつながっていくよう、相談支援事業所や相談支援専門員の充実、そのバックアップが望まれます。

5 就労支援部会

この3年間(令和3年度～令和5年度)の各会の主な取り組みや成果について

「障がい者の就労を支える人づくり」、「福祉就労をしている一般就労希望者を支える」を軸に活動。定期的なジョブガイダンスの開催を実施。

- ・ 令和3年度、「湖南・甲賀共同面接会」参加をゴール設定にし、座学/講義をオンラインにて開催、模擬面接会は感染対策を講じて実施しました。
- ・ 令和4年度、地域事業所へアンケートを実施した結果、職業センター/甲賀ハローワークの講義を実施し、コロナ感染対策を講じ企業見学会を2日間に分け開催しました。参加者から企業就労者が出たこと、企業で働く事の興味を持って頂く事ができました。また、開催を通して支え手側も学びの場として活用し、開催運営に携わる企業側の支え手とも交流し理解を深める事ができました。
- ・ 就労アセスメント事業の新たな方法(就労移行支援事業所職員が訪問から事業所で直接行うスタイルへ変更)について検討しました。プロジェクト会議から委員会会議に変更をしました。
- ・ 月1回事務局会議により地域の雇用状況等の把握、学校の進路状況の把握、在宅・各施設利用者の就労状況の把握・就労に関する課題の整理を行いました。

現行障害福祉計画等に対する評価(できていること、できていないこと)や意見について

● 生き生きと働くことができる(甲賀市)就労につなげ働き続けられるしくみづくり(湖南市)について

- ・ 働きにくさを抱えた方々が、地域で働き続ける為の定着支援指定事業所/指定に基づかない事業所があり、個々の事業所が責任を持ち就労定着支援に取り組んでいる現状である。3年後の定着支援サービス終了後の就労生活基盤を支える体制作りについては、就労定着支援の推進や企業啓発の記載がありますが、支え手作り(福祉側だけではなく企業側も)が担える、より具体的な施策が必要でないかと思えます。両市雇用率が引きあがり、雇用する企業やダイバーシティの推進により社会貢献の一環として雇用する企業も過去に比べると増えてはおりますが、働きにくさを抱えた方々を支える理解が、共生社会の実現を目標に掲げる中で、追い付いていない様に感じております。より実現する為には、合理的配慮の理解/虐待防止理解の促進があわせて必要ではないかと思えます。働きにくさを抱えた方々が性差のない就労生活を送るためには具体的なアプローチが必要であると考えます。障がい理解の促進は企業内だけの課題ではありません。「学ぶ」機会ではなく「出会う」機会が重要であることは、福祉関係者共通の理解であると思えます。「出会う」機会の創出について市としての取組ができているかを自ら評価いただければと思います。
- ・ 両市計画内に「就労定着ができるよう余暇の過ごしや緊急時の相談体制の整備についても進めていきます。(甲賀市)」「安定した就労生活を継続させるための余暇支援の充実などが必要となっております(湖南市)」とあります。その通りであると思えますが、就労されている方の「余暇の過ごし」の整備についてはどのような取り組みをされていて、どのような評価軸があるのでしょうか。また、余暇を楽しむ際の困り事として「移動するのに困る」という課題が最も多い回答となっております。余暇活動に参加しやすい移動手段の確保は叶っているのでしょうか。
- ・ 発達/精神障がいの方、もしくは手帳のない方の潜在的な就労サポートニーズが増加傾向にあります。
- ・ 農福/林福等での就労体験の場がある事は非常にありがたいですが、夏場は炎天下での作業など、過酷さがあるのではないのでしょうか。より多様な働き方を支える為には柔軟に応える事が必要ではないのでしょうか。

- ・両市の計画に高齢障がいの方の就労についての記載がありません。「じぶんらしく輝きたい・働きたいに
応えるまち(湖南市)めざす姿＝働きたいニーズが満たされている(甲賀市)との記載がある中、企業定
年以降、シニア世代の働きたい想いに応える場や地域作りが必要であると考えています。高齢障がい
者・特定疾病障がい者の高齢者サービス(介護保険)と障害サービスのサービス調整の緩和・体制作り
が必要ではないでしょうか。(必要なサービスを選べるように)

● 福祉施設への受注や啓発について

- ・コロナ渦も落ち着き、企業からの受注数向上や新規受注依頼等が増加傾向にありますが、その受注依
頼内容と受注金額が残念ながらまだまだ低く設定されていることにより、日々懸命に取り組む利用者の
豊かな生活に繋げることは厳しい現状です。(受注件数確保ではなく受注の質に対してのアプローチが
必要ではないでしょうか)

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

① 就労をされた方々を支える福祉側の支え手の将来的なマンパワー不足が懸念されます。

- ・地域で働く方を支える為には様々な人作りが必要であると考えています。その一環として、福祉側の支
え手作りとあわせて、企業側の支え手作りが必要であると思います。企業型ジョブコーチ等(働きにくさ
を抱えた方を支える理解者)の推進を進めて下さい。

② 様々な働きたい想いに応えるために具体的な施策をお願いします。

- ・当部会の課題でもあるのですが、様々な働きにくさを抱えた方の可能性を広げる為に、就労アセスメント
/就労選択支援(制度としては別かもしれませんが…)を担う事業所等の調整や、資源不足であれば充
実できる様に御調整をお願いできればと存じます。
- ・地域での福祉的グループ就労(施設外就労)のより理解を深める施策があると助かります。両市から外
交的にアプローチを行い、グループ就労の理解からその先の雇用の輪が広がると理想です。
- ・企業定年以降の高齢で障がいがある方の、働きたい想いに応える場や地域作りを検討して下さい。必
要なサービスを本人が選択できる様に、高齢障がい者・特定疾病障がい者の高齢者サービス(介護保
険)と障がい福祉サービスのサービス調整を緩和して下さい。
- ・企業から福祉施設への受注の質を高めるための施策をお願いします。
- ・雇用率向上により、雇用情勢が良くなる一方で、具体的な企業への虐待防止などの取り組みの促進して
ください。就労支援機関と一般企業との双方向の交流の場があればいいのではないかと考えます。もし
くは就労されている方が集う場(サロン)があれば何気ない雰囲気でも相談もしやすいと思います。
- ・何らかの働きにくさを抱えた(手帳のない)人が孤立せずに希望に応じて、柔軟にサービス等の利用検
討ができる様になるとよいと思います。

③ 「障害理解の促進」として「出会う」機会の創出とその評価の見直しをしてください。

- ・作業所部会等における企業内活動などもその1つだと考えます。また、ホリデースクールや文化芸術促進
も評価されるべき活動であると思います。研修・座学に依るのではなく両市ともに掲げる「共生」という文
言を創出しているであろう体験活動の評価をする必要があると思います。

6 相談支援事業ネットワーク部会

この3年間(令和3年度～令和5年度)の各会の主な取り組みや成果について

本部会は、甲賀地域に存在する相談支援機関(相談支援事業所、働き暮らし応援センター、権利擁護センター等)による相互の情報交換および共有、また相談支援の課題の顕在化や解決に向け取り組んでいます。

令和3年度、令和4年度においては、以下の4点に注力し取り組みました。

- ① スキルアップ(相談支援に必要とされる法制度の知識習得、社会資源の情報収集、ケアマネジメントスキルの向上)、
- ② 社会資源開発(相談支援活動から把握できた個別課題を集約し、地域課題を顕在化させ、課題解決に向けた検討を行う)、
- ③ 情報共有(国、県、市の施策動向、他圏域の実践に関する情報を参加機関全体に共有する)、
- ④ スーパービジョン(各相談員が受け持つ対応困難ケース等について、参加者全員で悩み、考え、解決に導くためのヒントを見出す機会を作る)

令和5年度においては、喫緊の課題である相談支援体制整備に焦点を絞り、相談支援事業所を対象とした実態調査を実施し、甲賀圏域の現状課題を明らかにすることができました。また、その結果について両市障がい福祉課に提出し施策提言等を行っています。

現行障害福祉計画等に対する評価(できていること、できていないこと)や意見について

- 相談支援に関連する項目においては、「充実を図る」、「努める」、といった、具体性のない曖昧な表現が多く、「何を、いつまでに、どのように」取り組むのか、実現させるのか、を明記する必要があるのではないのでしょうか。特に、「相談支援の従事者不足」、「一人の相談支援専門員への負担増大」、「相談支援専門員が業務に専念できる体制づくり」、「各法人に対する相談支援事業所開設の要請」、などの文言が見受けられますが、どのような取り組みがなされ、その結果がどうであったのか、しっかりと検証していただきたいと考えます。この3年の間、相談支援事業所が厳しい事業運営を強いられているという声が、少なからず市に届いていたはずですが、
- 甲賀市においては、知的障害のある人への相談支援を強化する目的で障害者相談支援事業の委託先を新たに2か所増加したことは評価できますが、増加した結果、どのような効果があったかなどの市としての評価、見解をお聞きしたく存じます。
- 「地域移行や地域定着のニーズがあると見込む」、「計画相談支援等を通じて地域移行希望者を把握する」、などとありますが、どのような取り組みがなされたのでしょうか。コロナ禍で難しい面はあったかと存じますが、実際、地域移行に関するニーズ把握は行われたのでしょうか。
- 成年後見制度の需要が高まる中、相談体制の強化や後見受任不足の解消について今後も取り組む必要があると考えます。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

1. 計画相談支援・障害児相談支援(以下、計画相談支援等)に対する収入面のバックアップが必要です。

- ・相談支援事業所が厳しい事業運営を強いられていることは実態調査からも明らかです。計画相談支援等の国の基本報酬額が低すぎる(※)ため、多くのケースを受けなければ経営的に成り立たないが、受ければ受けるほど相談員に負荷がかかる、といった悪循環を生んでおり、このままでは「望まないセルフプラン」が増加します。
- ・相談支援事業所は、国の基本報酬が見直されるのを待つのか、事業所(相談員)がバーンアウトしてしまうか、という瀬戸際に立たされています。それだけ厳しい状況であることをまず認識いただき、市として現場の実情をどう捉え、改善に向けてどのように取り組むのかについて明記いただきますようお願いいたします。具体的には、国が基本報酬を上方修正するまでの間だけでも良いので県内他市町が実施している計画相談支援等に係る市単独の補助金などのバックアップを望みます。

※ 相談支援専門員1人の担当上限を60名(これ以上は相談員の負担が大きい)と想定すると、単純計算で年間240万円の収入にしかならない(1年更新、3か月モニタと6か月モニタをそれぞれ30名と想定)。機能強化型や加算を算定したとしても一人分の人件費には遠く及ばない。

2. 委託相談支援が本来業務に集中できる体制づくりが必要です。

- ・委託相談支援事業所が計画相談支援等も担っていることから、本来の委託業務に支障がでていることは以前から指摘されています。また、地域生活支援拠点等事業(緊急時対応、体験ニーズ対応)や重層的支援体制整備事業(包括的相談支援事業)においても中核的役割を担っています。
- ・委託相談支援事業所が円滑に事業実施できるようにするためには、計画相談支援等を担う事業所を拡充や、計画相談支援等を専従で担う相談支援専門員を増やし、委託相談支援事業所が受け持つ計画相談等のケースを移管していくことが必要となります。それを実現させるためにどのように取り組むかについて明記いただきたく存じます。

3. 人材不足が深刻です。

- ・相談支援に限らず人材不足が深刻な状況です。求人募集を行ったとしても応募がないといった現状もあり、既に各法人の自主努力だけでどうにかなる時代ではなくなっているのではないかと考えます。働き暮らし応援センターや権利擁護支援センターぱんじーなどの専門機関が質の高い相談支援を提供するためにも相応の人員配置が必要です。相談支援に従事する人材を確保するために取り組んでください。

4. 市のケースワークの充実・強化が必要です。

- ・市から相談支援事業所へのケース照会の際、ケースの情報量が少なく相談支援事業所が受け入れるべきかどうかの判断ができない(見通しが持てない)、という状況が起っています。初期相談の段階で適切にニーズ整理とアセスメントを実施していただいた上で、引継ぎ等を行って頂きたいよう願います。
- ・市のケースワークの体制が数年前と比較してどのような状況になっているのかということも市として評価いただく必要があるのではないかと考えます。市と相談支援事業所が円滑な連携の下にケースワークが実施されることが利用者のQOLの向上に繋がることを念頭に、ケースワーク体制の充実・強化を望みます。

7 居住部会

この3年間(令和3年度～令和5年度)の各会の主な取り組みや成果について

本部会は、障害のある人の暮らしの支援について多角的・横断的に検討協議し、障害のある方の「住まい」について考えていくことを目的に運営しています。

平成27年度に「GHはどうすればできるのか」「入所施設の課題をどう解消したら定員の空きの部分を埋めることができるのか」という地域課題に対して協議する必要性を感じ、甲賀圏域内の居住支援(ここでは、GHや入所を指す)の運営法人の代表者に集まっていたいただき議論を重ねてきた背景があります。

この3年間はコロナ禍であり、居住支援にあたる委員の参画には慎重にならざるを得ない状況のなか、書面会議やWebによるオンライン会議などを活用することで、年度ごとに「**入所施設やグループホームの状況把握**」「**日中サービス支援型ホームの報告**」を確認してきました。令和4年度には居住にかかる「現状(GHや入所)の課題について」「課題解決への取組について」「感染症対策の取組について」をアンケート調査し、まとめたものを共有・確認しています。

これまでの部会運営は、課題に対してどのような手立てがあれば解決するのかということを検討していくことで、居住課題解決に向けての可能性を探ることが求められていたと考えています。しかし、事業の運営については各法人に依るところが大きいため解決を図るまでには及びません。また、課題を明らかにすることは叶いましたが、そこからの発展については本部会の性質としては強く求めることができるものではないと考えています。

今後の部会運営については、令和5年度に各委員へアンケートによる聞き取りを実施し、どのような部会運営が求められているのか、どのような役割を担っていくことが必要かを整理していくこととなります。

現行障害福祉計画等に対する評価(できていること、できていないこと)や意見について

- 「施設入所者の状況把握に努め、自宅やグループホーム等への地域移行の可能性について甲賀地域障害児・者サービス調整会議等において検証していきます」とありますが、具体的にどのような場面でどのように検証していくことになっているのでしょうか。グループホームを利用(地域移行)するには、日中利用事業所との距離、居住者との相性、日中及び夜間の支援体制、利用料など様々な条件が満たされて利用可能をとりませんが、本部会で、それらを全て把握できるわけではないので、それらを把握する必要があるのであれば別の方策を検討する必要があると思います。
- 令和2年度時点での施設入所の待機者の把握数が記載されており、計画の中で、「必要な人が利用できるよう努めていきます」とありますが、どのような取り組みをされていますでしょうか。
- 「共同生活援助(グループホーム)の整備に関しては、甲賀地域障害児・者サービス調整会議等を通じて、実情などの把握や協議を進め、サービス量の確保に努めます」とありますが、このサービス量とは、「支給量」なのか「事業所数」なのか、どのような意味合いでしょうか。
- 「強度行動がいや医療的ケアを必要とする人たちをはじめとする重度障がいの特性に対応でき、また「親亡き後」の暮らしへの移行も視野に入れた住まい環境の整備を推進します」とありますが、環境の

整備はどのように推進され、結果どのようになったのでしょうか。遅々として進まないのであればその理由を明らかにし、課題解決に向けた具体的な取り組みから実現可能な目標の設定が必要ではないのでしょうか。

- 「緊急時の短期入所、訓練等を行う生活移行支援の足がかり、体験利用や虐待防止対策へのシェルターとして利用できる拠点を整備するため、空き家の活用など、既存の資源を活用する新たなしくみづくりを進めます」の部分について、資源不足は否めないもので、これからの新たなしくみづくりに期待します。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

1. 湖南省による障がいのある人やその家族に対するニーズ調査(※1)によると、今後3年以内に地域で生活したいと思うかという問いに、「今のまま生活したい」との回答が 69.4%と高い割合を示されていました。特に強度行動障害(行動点数が高い)の方が地域で生活するためには、居宅介護、行動援護などの訪問系サービスをはじめ短期入所や移動支援を定期的にご利用できる、生活環境の変化や緊急時に速やかに利用できることが必要であり、そのための事業所増や人材確保に向けた取り組みが必要であると感じます。

※1) 第3次湖南省障がい者の支援に関する基本計画 P21 参照

2. 地域移行に関して、強度行動障害を呈する方をグループホームで受け止めるには、住環境整備はもちろんのこと強度行動障害支援のスキルを持つ職員の配置が必須であり、夜間についても同様のスキルを持つ人員配置が必要です。そのため世話人ではなく生活支援員を配置できる報酬や必要に応じて柔軟に生活支援員を加配できること、環境整備に必要な財政支援があれば望ましいと思います。
3. 主たる介護者の高齢化に伴う介護力の低下や在宅高齢障害者について、リスクのある対象者を事前に把握し緊急時対応や自宅で暮らすことが難しくなった場合、自宅以外での暮らしの見通しについて計画的に備えることが出来る取り組みが必要であると感じます。

8 居宅介護等サービスの在り方検討会

この3年間(令和3年度～令和5年度)の各会の主な取り組みや成果について

平成18年の障害者自立支援法の施行において、居宅介護事業は身体介護、家事援助、行動援護の3類型に再編され、外出等の支援は地域生活支援事業の移動支援で行うことと整理されました。甲賀圏域では外出を含む介護を提供する行動援護の対象とならない人についてもこれまでと同様に身体介護で外出支援を行えるように現在も申し合わせてきた(いわゆる「甲賀ルール」)ところですが、甲賀市と湖南市より事業運用の見直しを検討する旨の方向性が示されたことから令和4年10月より本検討会は設置されました。

現在は、「甲賀ルール」を見直すことで生じる利用者への影響を最小限に止めるため、地域生活支援事業の移動支援や日中一時支援なども含め、甲賀地域の移動・外出等に係る支援の在り方について協議を行っています。

現行障害福祉計画等に対する評価(できていること、できていないこと)や意見について

- 移動支援、日中一時支援について地域の実情に応じて柔軟な運用、サービス量の確保、新規事業所の開拓等に努める、とありますが、この3年間で特段の変化は見られません。
- 成人期における通所施設(生活介護事業所や就労継続支援事業所など)終了時間以降(だいたい15:00以降)に過ごす場、サービスが非常に不足しています。学齢期から成人期に移行した後の大きな課題の一つです。
- この間、居宅介護事業や重度訪問介護事業の新規参入が見られますが、地域全体として見た時、既存事業所の規模縮小などから拡充されたとは言いがたい状況です。また、行動援護事業所が2か所(甲賀市、湖南市、それぞれ一か所ずつ)しかなく、強度行動障がいの人への支援が行き届きにくい現状に変わりはありません。
- これまで主に知的障害を持つ方の社会参加活動は「甲賀ルール」によって保障されてきました。しかし今回の「甲賀ルール」の見直しにより、障がい児・者の社会参加活動を支援するには日中一時支援事業や移動支援事業を実施する事業所側の供給量確保する必要があります。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

1. 移動支援事業や日中一時支援事業への新規参入を促すための報酬の確保が必要です。
上記の課題を解決するため、他圏域の実施要綱や報酬単価などを参考にし、多くの事業所が参入し、供給量の確保ができるよう具体的で有効な数字(報酬額など)を提示するなどの早急な対応を望みます。
2. 重度障がい児・者へのサービス供給体制を拡充するために取り組んでください。
医療的ケア、強度行動障がい等により手厚いケアを要する人に対応できる社会資源が不足していることから、家族介護を前提にした支援計画を作成せざるを得ない現状があります。行動援護や重度訪問介護などの更なる事業所参入、人材確保に向けた取り組みを進めてください。

3. 利用者に合わせたサービス支給決定、制度創設・改正を行ってください。

甲賀圏域で大切にしてきたことは、本人と家族が地域で生活していくために福祉サービスが必要であるという地域生活支援の理念です。利用者の自己実現、自己選択を原則とし、「制度・サービスに利用者が合わせていく」のではなく、「利用者に制度・サービスが合わせていく」ことを念頭に、個々が置かれている状況を勘案したサービス支給量の提供、また利用者の生活実態に合わせた制度創設・改正を行っていただきたく願います。

9 高次脳機能障害連絡調整会議

この3年間(令和3年度～令和5年度)の各会の主な取り組みや成果について

甲賀圏域で実施する高次脳機能障害者支援において、

1. 各関係機関が抱える現状や課題を共有
2. 高次脳機能障害の特性の理解を深め、当事者家族への相談支援スキルの向上を図る
3. 圏域内の支援体制の整備を図ること。

の3点の目的を中心に協議をおこなっています。

(成果)

1. について、定期的な連絡調整会議の開催をしています。医療機関とのつながりを円滑に行うために、地域の病院のセラピストの方に多く参画していただく会議となってきました。退院後の生活圏でのリハビリの課題、高次脳機能障害だけの対応でなくそれに伴う福祉課題が複合して起こっているケースの報告などがあり、課題解決のための情報共有をしています。
2. について、研修会を年に2回程度開催し、高次脳機能障害の特性理解に努めています。とくに症状に特化した研修は、地域の事業所の関心の高さが伺えます。今後も力をいれるべきだと考えています。
3. について、事務局を軸としながら、どこの機関からの発信でも連絡がとれ、適切な機関へのつながりができつつあります。

現行障害福祉計画等に対する評価(できていること、できていないこと)や意見について

・具体的な記述について、下段の提言が参考になるのを期待します。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

1. 脳血管障害に起因し高次脳機能障害があるとされる方は、介護保険が優先され、日中活動の選択肢として高齢サービスしか使えないとされるケースが散見されています。とくに、在宅生活のためのサービス利用で先に介護認定をされたケースは、後から障害福祉サービスの支給決定になりにくい傾向にあります。個人の特性に配慮し、社会参加を実感できることが機能回復の一助になる視点から、障害福祉サービスとの併用が柔軟に検討にされることが望まれます。またフォーマル、インフォーマルの枠に関わらず、社会資源に対する積極的な支援で、当事者の居場所づくりが必要です
2. 入院～リハビリ～退院の過程で、退院後、生活圏の困りごとをキャッチすることが難しい場合が多くあります。退院後、福祉サービスにつながらなかったケースが、時間が経ってから生活課題等が出てくるケースもあるため、病院から地域移行支援を重点的にできるような仕組みや制度が必要ではないか考えています。
3. 甲賀圏域では、複数の医療機関の協力で、PT,OTの専門職が地域リハビリテーションの推進の一環として協議に参画いただき、専門性を発揮してもらっています。今後もこの連絡調整会議が医療と福祉の連携の場として、復職支援のケースや、困難ケース、サービス導入の際のアセスメントなど意見を求める等活用が見込まれるため、永続的に参画いただけるよう行政のバックアップが望まれます。

10 子どもの支援連絡会

この3年間(令和3年度～令和5年度)の各会の主な取り組みや成果について

子どもの支援連絡会では、毎回各事業所の近況報告(コロナ関係も含む)や気になる課題などの共有や検討などもしています。各事業の特徴も様々ですが、やり取りをすることでとても参考になる情報も得ることが出来ています。

福祉と教育の繋がり方をここ数年模索していますが、三雲養護学校との連携については何度かこの連絡会で話し合いを行っています。(状況に応じて送迎時での引継ぎや連絡シート・学校の電話連絡窓口を利用したりすることを確認しあうなど。)

放デイでの質の高いサービス提供などを目的とした連絡会の研修会や、その他の研修・イベントにも参加してきました。

令和3年度：・子どもの支援連絡会研修「放課後等デイサービスの動向と課題」立命館大学 黒田教授
↳ Zoom での研修でしたが、各事業所の職員方にも参加して頂き放デイの見直しができました。

令和4年度：・福祉事業所合同説明会に参加
↳ 利用者が卒業後の進路相談の参考となり、作業所の方と話す機会も出来ました。
・相談支援事業ネットワーク部会と合同研修会「児童発達支援の実際について」
↳ 各事業所の職員の参加も多く、相談支援の方とのグループワークもする機会があり、このような機会をもっと増やしてほしいとの意見などもありました。

令和5年度も研修を11月あたりで計画中です。

現行障害福祉計画等に対する評価(できていること、できていないこと)や意見について

- 甲賀市・湖南市の放課後等デイサービスの事業所はこの3年間でも増えてきています。しかし、放デイを利用されている保護者としてはまだ思うように利用が出来ていない方もいるようです。(日中一時支援を利用すると金銭的に別料金が発生してしまうので、使えていない放デイの日数があるだけ利用したい方が多いのが現状です。)しかし、放デイでも年々受け入れ状況は厳しくなっています。
- インクルーシブ教育も言われている中で、今年度の小学校入学の段階で障害があることを理由に学童保育利用を断られ、放デイ利用を勧められたという話を何件か聞いています。(子どもの支援連絡会でもこの課題は出ました。)
- 放デイの利用者だけではなく家族への支援が必要なケースも出てくるが増え、地域生活支援拠点等事業との連携でスムーズに解決出来たケースがあり、とても心強かったです。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

1. 強度行動障がいの対象者に対する支援やその家族のサポートの体制を今後どのようにしていくか、また支援者の会議には関係者はもちろんのこと、その他にも会議では強度障がいの専門知識のある人材を確保することも必須ではないでしょうか。(専門的な助言や指導の必要性)
2. 障がい児のセルフプランの方が増えてきている件で、相談支援事業所の体制的に困難な状況は周知されていますが、今後のことも踏まえて何かしらの対策をより一層して頂けると助かります。
3. 福祉の人材確保やスキルアップ研修の場を増やしたり、それにかかる費用の補助金制度などが期待されます。

11 地域生活支援拠点等事業運営委員会

この3年間(令和3年度～令和5年度)の各会の主な取り組みや成果について

甲賀圏域における地域生活支援拠点の整備・充実を目的に、5つの機能(①相談体制、②緊急時の受け入れ体制・対応、③体験の場・機会の確保、④専門的人材の育成・養成、⑤地域の体制づくり))を段階的に進めるため拠点マネジャーを核とした運営委員会を毎月開催し、甲賀ならではの地域生活支援拠点等事業(以下、拠点事業)の有効的・現実的機能の確立を目指しています。

この3年間で特に重点的に取り組んだ内容は以下の4点です。

- ① 相談体制、緊急時の受入体制・対応の評価検証
 - ・ 4つの委託相談事業所に配置された拠点マネジャーが中心となって、行政・計画相談・サービス提供事業所等と連携しながら緊急時対応を行いました。また、拠点マネジャーの対応事例を運営委員会で共有・検証を行い質の向上に努めました。
- ② 体験の場・機会の確保のための協議
 - ・ 拠点マネジャーより対象となりうるケース報告(一人暮らしやGHへの移行など)を行い、体験フロー(体験ニーズ把握→事前協議→体験準備→体験の実施(アセスメント)→振り返り)に沿った支援についての検証を行いました。
- ③ 福祉人材の育成・養成の促進
 - ・ 運営委員会内にプロジェクト会議を作り、甲賀圏域の人材確保・育成についての検討を始め、圏域課題の抽出・整理と研修内容について協議を行いました。
- ④ 各機関への事業周知、事業登録の勧奨
 - ・ サービス調整会議全体会議等において、緊急時対応の実事例を取り上げながら事業の説明、事業登録の勧奨を行いました。

現行障害福祉計画等に対する評価(できていること、できていないこと)や意見について

- 市単独事業(緊急時地域支援員派遣事業、体験利用支援事業)を創設したことにより、支援に対する報酬を支給することとしたこと、そのことがメリットとなり事業登録の促進に繋がっていることは評価できません。
- 登録事業所も少しずつ増えてきており、徐々に体制が整ってきたように思いますが、事業への理解や参画の姿勢については事業所によって差があるのではないのでしょうか。
- 登録事業所数を増加させる計画(甲賀市においては毎年10事業所増)となっていますが、どのように事業所数を増やすつもりであったのか、またその取り組みへの評価が必要です。
- 理想は沢山記されていますが現状達成できていないことの方が多く見受けられます。事業所や利用者等が本当に困っていることについては変わっていないと思います。このような問題に対して行政として何ができるのか、事業所や利用者が何を求めているのかの声を改めて聞き、それを実践できるようにしていただけたらと思います。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

1. 24時間の緊急時対応のための体制づくり

健康状態等の急変や、日常生活を支えている家族等に何かあったときなど、24時間・緊急時の対応ができる体制づくりを進めるために、以下の4点について具体的な策を明記してください。

- ① 緊急時のマネジメントを行うための相談支援体制の充実
- ② 緊急時に分担して支援を担えるような協力体制の構築(所属を超えた連携強化)
- ③ 緊急時の受け皿となる社会資源の充実(短期入所やナイトケアだけでなく、通所施設やGHなどの活用方法も模索すべき)
- ④ 実支援に対する評価の見直し(報酬の適正化、受入れ事業所への報酬の振替など)

2. 体験利用のためのハード整備

体験利用のためには、体験できる「場」が必要ですが、現状でグループホームの空き室や賃貸アパートを活用するくらいしか選択肢がありません。障がい福祉課と住宅課との協議を進めていただき、新たな体験の場の創出を具体的に進めていただきたく願います。

3. 市として人材確保に向けた取り組みを進めてください。

福祉人材不足の課題は、一法人や一事業所だけで解決できる課題では既になくなっていきます。合同面接会などの催しは行われていますが、何の策もなくただ来てくれるのを待っているだけでは課題解決に繋がりません。また、甲賀圏域の障害福祉の魅力を伝えることも重要ですが、それだけでは今の若い世代の心は動きません。例えば、就職した際の奨励金等の支給、住居確保のための準備金等の支給など、具体的かつ即効性のある手立ては打てないでしょうか。法人努力に任せっきりにするのではなく、市としてのバックアップが必要です。

12 行動障がい支援検討会

この3年間(令和3年度～令和5年度)の各会の主な取り組みや成果について

圏域に「行動障がいのある方の支援」について検討する場がなかったが、他圏域の取り組みを参考に、以下の3点を課題として「行動障がい支援検討会」を立ち上げました。

1. ライフステージ移行の際のスムーズな連携の仕組みづくり
2. 支援者のための研修を企画し、支援者の質の向上を図る
3. 圏域における行動障がいのある人が安心して暮らせる方法の検討と課題共有

《成果》

1. については障害特性と環境要因からおこるとされる行動障害の早期における行動アセスメントによる適切な支援の重要性を養護学校の進路指導部を協議してきました。在学中の生徒のケースを福祉事業所と一緒にかんがえる機会をつくるなど、スムーズな移行に向けた関係づくりができてきているところです。
2. 障害特性の理解を中心とした基礎的な内容の研修を年2回～3回行ってきた。特性や行動を理解して関われる支援者が増えてきているのではないかと思います。
3. 検討の中で、安心して過ごせる環境と新たに行動障害に移行しないための課題共有を解決に向けた検討をしています。

現行障害福祉計画等に対する評価(できていること、できていないこと)や意見について

- 具体的な記載がなく評価としては難しいですが、「活動場所の確保」について、既存の日中支援事業所の努力と工夫で確保している現状だと思います。事業所としては強度行動障害を呈する方をひとり受け入れると、慣れるまで相当の時間がかかる、複数の職員の配置を求められるなど、次に新規として受けとめられない状況があります。既存の日中支援事業所の枠も厳しいことから、やはり早期からの適切な介入が重視されなければいけないと思います。
- 「事業所の安定的な運営を支援する方策について」今後も長く行動障がいのある人を地域で支えるために、理解ある支援者を増やす必要があり、現在、人材育成のための研修費用の捻出を考えてくださっているのはありがたいです。

(参考)

「強度行動障害の対象者が増加傾向にあり、活動場所の確保に努めます(甲賀市)」

「行動障害のある人が安心して通所できるよう、事業所の安定的な運営を支援する方策について検討します(湖南市)」

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

1. 早期からの適切な支援を行い、行動障害の状態を作らない支援のために、必要な(気になる)児童、生徒にはセルフプランではなく相談支援専門員がつくことが適切と考えられます。一人相談を受けると稼働量が多くなることから、相談支援専門員がマネジメントし、必要な検討を行えるために、通常報酬に加え単独での補助等、相談支援事業所が受けやすい形をつくってもらうことが必要です
2. 地域で行動障害のある方をささえるにあたり、その支援について家族や事業所への専門的なアドバイスやコンサルテーションのできる人材が必要です。その機能と役割を圏域の発達障害者認証ケアマネジメント事業に担っていただけるように位置づけを明確にしておく必要があると思います。
3. 将来にわたり切れ目なく、安心して支援受けられるためには、福祉と教育機関との連携と共通のアセスメントが重要です。そのため現在、福祉事業所が受講している「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)」を養護学校の先生も受講できるような働きかけ等、具体的な対策をとりながら教育機関と福祉の連携を図ることが求められます。

13 新型コロナウイルス(感染症)対策プロジェクト会議

この3年間(令和3年度～令和5年度)の各会の主な取り組みや成果について

「新型コロナウイルス(COVID-19)」は、甲賀管内においては福祉事業所におけるクラスター事案が発生を引き起こすなど、障がいのある人を支援するわたしたちに大きな影響を与えました。この状況を個々の事業所だけの課題とせず圏域全体としてどのように向き合っていくかを検討するため、令和2年7月に本プロジェクト会議を立ち上げました。現在は感染症法上の5類感染症に位置付けられましたが、本プロジェクト会議にて随時状況把握に努め、必要に応じて協議を行っていくこととしています。これまでの具体的な取り組みは以下の通りです。

① 新型コロナ陽性者発生等の情報共有

甲賀圏域内のサービス提供事業所等において陽性者発生など状況を圏域内事業所への全体周知の希望があった場合、メーリングリストを活用し全体共有を行いました。

② 定例会議等における新型コロナの現況共有

サービス調整会議定例会議等において、甲賀保健所より新型コロナに感染状況、対応方法、今後の見通しなどの報告・共有を行いました。

③ 研修会の企画・実施

福祉事業所における感染拡大予防に関して改めて考える契機となるよう、基本的な感染対策を学び直すため、またゾーニングの理解を深めるための研修会の企画・実施しました。

プロジェクト会議立ち上げ当初は、圏域事業所等の状況把握が精いっぱい保健所からはとにかく感染拡大防止を重視するように指摘されていました。マスクなどのモノ不足が深刻でしたが、市・県からの物資提供は福祉事業所にとっては大変助かるものでありました。

上記研修を行ったものの、高齢施設と障害者施設、通所と入所等によって規模、意識、設備が異なるため、なかなか理想通りにはいかなかったのが実情でした。

メーリングリストを作り、圏域内事業所の情報共有の仕組みは定着したと言えますが、医療情報や物資の情報、薬局の情報なども発信できれば、もっと役立つものになっていたのかもしれない。

現行障害福祉計画等に対する評価(できていること、できていないこと)や意見について

- 両市共に感染症に関する記載がありません。現行計画の策定期であった令和2年度当時においては新型コロナウイルスの感染拡大が既に始まっており、その後の福祉事業所等が置かれていた状況はご存じの通りですが、この間わたしたちが経験したことを活かし、次期計画を作成すべきだと考えます。
- また、障害者施設・事業所においては、地震や風水害などの自然災害時、新型コロナウイルスなど感染症のまん延下にあっても、入所者や利用者への障害福祉サービス事業を継続して提供していく必要があります。そのため、すべての障害福祉サービス等事業者はBCP(業務継続計画)を策定することや、その内容を従業者に周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施することが義務付けられました。令和6年3月31日までの経過措置期間が設けられていますが、実態がどのようになっているか市として把握されているのでしょうか。

次期、障害福祉計画等に対する提言内容について

1. 緊急時(災害、感染症等)の必要物資の確保が必要です。

現状では、ある程度の物資が各々の事業所でストックされているかと思いますが、今後の有事(災害を含めて)に備えることを目的に、市や県で一定の支援物資を確保しておく必要があると考えます。新型コロナウイルスで得た経験値を活かし、有事の際に各事業所に不足なく配分できるだけの物資等を保管いただきたいと願います。

2. 医療分野との連携強化を進める必要があります。

新型コロナウイルスを経験して実感したのは障害福祉分野と医療分野との繋がりの希薄さです。甲賀保健所を頼ることでしか医療に関する情報を得ることができず、保健所が感染者対応に追われている最中であつたにも関わらず様々な情報提供をしていただいていた。このような有事の際は、いかに日常的に連携が図られているかが重要です。高齢分野と医療分野とは定例的な連携会議が開催されていると聞きます。これを契機に、障害福祉分野と医療分野との連携強化を図ってください。

3. 各事業所における業務継続計画(BCP)の策定状況を把握する必要があります。

新型コロナウイルス感染拡大によるクラスターが発生した際、当該事業所の自助努力による対応を余儀なくされた事例が散見されました。助けに行きたくても助けに行けない、というジレンマを抱えた支援者も数多くいたことと存じますが、まずは自事業所におけるBCPに沿って対応していくことが重要です。災害時を含め、各事業所がどのような計画を立てているのか、市として一定の現状把握をする必要があるのではないだろうか。

4. 有事(地震や風水害、感染症まん延時など)の際の利用者情報の共有について課題があります。

感染拡大させないために陽性者や濃厚接触者の情報を得る必要がでてきますが、機関間において個人情報保護の観点からスムーズな情報共有等が行えなかったという事例が散見されました。利用者から直接情報提供があれば問題は少ないですが、発信力の弱い利用者については対応が遅れてしまい感染拡大リスクを増長させてしまう可能性があり、各機関として業務継続していくために正しい情報を得る必要があります。難しい課題ではありますが、有事の際にどう取り扱うべきか、検討が必要だと考えます。